

## 狭山市と損害保険ジャパン日本興亜株式会社との地方創生の推進に関する包括連携協定書

狭山市（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地方創生の実現に資するため、次のとおり地方創生の推進に関する包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、双方の資源を有効に活用した協働の取り組みを推進することにより、地方創生の実現に資することを目的とする。

### （連絡窓口の設置）

第2条 甲と乙は、それぞれの業務連携に係る窓口を設置し、必要な協力を行うものとする。

### （連携事項）

第3条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる連携事項について協力して取り組むものとし、協力を要請された場合には、自らの業務に支障のない範囲でこれに応じる。

- （1）環境保全に関すること
- （2）防災に関すること
- （3）交通安全に関すること
- （4）防犯に関すること
- （5）子育て支援に関すること
- （6）健康増進に関すること
- （7）高齢者支援に関すること
- （8）障害者支援に関すること
- （9）産業振興に関すること
- （10）商業振興に関すること
- （11）農業振興に関すること
- （12）その他、地方創生の推進に関すること

2 甲及び乙は、前項に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、必要に応じ協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙合意の上決定する。

3 業務連携の遂行により発生する費用の甲乙の分担については、都度協議とする。

4 甲及び乙は、業務連携促進のために必要な範囲で、業務連携に関連する参考資料及び情報を相手方に提供する。

5 乙は、第1項に定める連携事項に係る取組の一部を、甲と協議の上、乙の関係会社を実施させることができる。

### （守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただ

し、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

### （協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれかから書面による解約の申し出がないときは、同一内容で更に1年間継続し、以後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できる。

### （協議による解決）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義が生じた場合、甲乙は誠意を持って協議の上、これを解決する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各々1通を保有するものとする。

令和元年12月20日

甲 狭山市長

小谷野 剛

乙 損害保険ジャパン日本興亜株式会社  
埼玉支店長

谷口 徹